

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 健康福祉部福祉課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号			
手続名	社会福祉法人の業務停止命令、役員に対する解職勧告	根拠条項	第 5 6 条第 7 項			
処分基準	<p>社会福祉法人が、社会福祉法第 5 6 条第 6 項の規定に基づき出された措置命令に従わないときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。</p> <p>処分に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 1 2 年 1 2 月 1 日付け障第 8 9 0 号・社援第 2 6 1 8 号・老発第 7 9 4 号・児発第 9 0 8 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準 2 平成 1 2 年 1 2 月 1 日付け障企第 5 9 号・社援企第 3 5 号・老計第 5 2 号・児企第 3 3 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領 3 平成 2 9 年 4 月 2 7 日付け児企発 0 4 2 7 第 7 号・社援発 0 4 2 7 第 1 号・老発 0 4 2 7 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」 <p>を指針として判断する。</p>					
対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関	福祉課	交付機関	福祉課	目次